

# 【原著論文】 非行少年の被害経験と支援に関する動向と展望

榊 原 葵

金城学院大学大学院人間生活学研究科博士課程後期課程

## Review of the Environment for Juvenile Delinquency and Support Options

**Aoi Sakakibara**

Graduate School of Human Ecology, Kinjo Gakuin University

The public generally obtains information on crime and delinquency either from news stories on specific cases or as a result of a general revision of the law governing such these. However, previous studies have identified a gap between the information presented on crime and delinquency by the media and the reality of the situation.

This study reviews the factors—including bullying, abuse, and developmental difficulties—that contribute to delinquency. Furthermore, desistance from delinquency is associated with the presence and application of human resources, as well as the nature of personal relationships in the individual's life and the stigma attached to this issue. These factors dictate the availability of the human resources necessary for desistance from delinquency. Moreover, novel means of self-perception, establishment and strengthening of human relations, and facilitation of a conducive environment for such individuals are necessary measures for resolving the issue of delinquency.

It is also very important for people to recognize the gap between their current situation and their image. By identifying the backgrounds and behaviors of the individuals resorting to juvenile delinquency, we have attempted to remedy and prevent this pattern.

Keywords : delinquency (非行),  
desistance (立ち直り),  
stigma (ステイグマ)

## I. 非行少年や少年事件について

### (1) 非行少年の定義と処遇

少年法では、20歳未満の者のことを「少年」と規定しており、その中には、性別についての区別はない。また、法を犯す行為を「犯罪」と言うが、未成年については「非行」と表現し、20歳未満で罪を犯す者のことを「非行少年」と言う。非行少年は、犯罪少年、触法少年、虞犯少年と、年齢や非行性等によって区分される。また、厳密には少年法には含まれていないが、徘徊などにより警察の補導対象となるような少年を不良行為少年と言う。

2016年に成人の年齢が20歳から18歳に引き下げられることが決まり、2022年から施行されることとなった。それにより、公職選挙法による選挙権も18歳から与えられることとなった。少年法は「未成年者」ではなく「20歳未満の者」を「少年」として規定していることから（2条1項）、成人年齢が引き下げられたとしても、直ちに年長少年が少年法の適応対象から外れるわけではない（木崎, 2019）。しかし結果的に、2021年に改正少年法が成立し、2022年度より施行されることとなった。

2022年の少年法の改正により、18歳と19歳のみに「特定少年」と区分されることになる。従来通り20歳未満の非行少年は、原則全件送致主義により、すべての少年事件が家庭裁判所へ送られることには変わりはない。しかし、「特定少年」については、成人同様の刑事手続きを取る検察官送致（逆送）の対象が拡大する。

成人による犯罪と、少年による犯罪（非行）での考え方の違いについて、概観する。成人の場合は、事件の責任をとらせる刑事処分が中心となる。一方で、少年の場合には、将来、罪を犯さないために教育を行う保護処分の考え方を中心にしている。そのため少年事件は家庭裁判所調査官によって、少年の資質や家庭、学校などの環境などが調べられる。その調査により、刑事事件と同様の手続きとなる場合には、検察官送致（逆送）となる。

しかし、検察官送致（逆送）となったからといって完全に刑事事件と同様の手続きが取られているわけではない。たとえば、将来の社会復帰の妨げとならないよう、報道規制がされている。この報道規制

により、審判は非公表で行われ、実名報道や顔写真などの報道も規制されている。しかし、2022年の少年法の改正により、「特定少年」については、検察官送致（逆送）となり、起訴された場合には、報道規制の適応もなくなる。

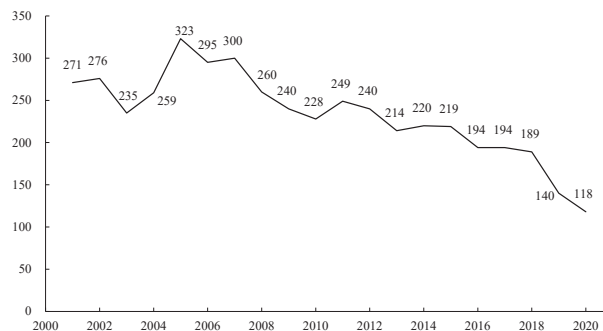
少年法の改正については、その時代や状況に合わせて、過去にも行われてきている。少年法「改正」は、保護主義の理念から離れ、少年事件が「凶悪化」しているという認識のもとでの「厳罰主義」を求める主張の反映であった（大庭, 2010）といえる。

### (2) 少年事件の現状

犯罪白書（2020）によると、日本における少年の刑法犯の推移は、1996年～1998年、2001年～2003年に増加傾向にあったものの、2004年から現在に至るまでは戦後最少を記録し続けている。人口比で見ても減少傾向にあるといえる。そのうち、再非行を行った少年の人員は、2004年から減少している。検挙人員に対する再非行率でみると、2016年まで増加傾向が続いていた。ピーク時は36.4%であったが、2017年以降減少傾向となり、2020年では34.0%であった。

2000年以降の先行研究について、「CiNii」を使用して「非行」というキーワードを使用している学術研究数を調査した。その結果を、Table.1に示した。20年間では、2005年に323件とピークに達し、2006年以降は徐々に減少傾向であった。2020年には118件と、2005年のピーク時と比較して半数以下になった。少年の刑法犯の推移については前述したように、2004年以降は減少傾向にあるため、少年犯罪の実数と同様の傾向にあると考えられる。

Table.1 CiNiiによる「非行」に関する研究動向



### (3) 少年事件に関する現状と世論のギャップ

犯罪白書（2020）によると、日本の刑法犯の認知件数は、1996年から増加傾向にあったが、2003年から現在に至るまで減少している。

普段の生活の中で、一般の人が犯罪や非行を意識するのは、事件や法律の改正・制度の導入に関する報道など、ニュースやメディアによるものが多いと考えられる。一方で、犯罪や非行の実情とメディアなどでの報道とのずれは、多くの研究で指摘されている。「モラル・パニック」は、S. Cohenの『Folk Devils and Moral Panics（民衆の敵とモラル・パニック）』による言葉で、実際の犯罪傾向とは関係なく、メディアにより突然、ある犯罪が社会問題として取り扱われていく現象のことである。モラル・パニックについて大庭（2011）は、メディアは、自らモラル・パニックを引き起こしていることを自覚しており、その自らの報道をニュースの中でコメントの対象としていることを指摘している。ニュース・メディアが報道する犯罪は、公式の犯罪統計とは無関係に、ニュース製作機関が独自の観点から選択しているのである（大庭、2013）。

成人による犯罪に対する世の中の認識はメディアからの影響が強いという指摘があったが、少年事件に対しても同様に考えられる。柳澤・水口（2017）は、年齢と罪種の異なる犯罪シナリオを使用し、大学生、大学院生を対象に、少年犯罪と成人犯罪での量刑判断に関する研究をしている。少年犯罪に対して厳罰化を求める声も多いものの、実際に量刑を重く判断した人数は、成人犯罪よりも少年犯罪の方が少なかった。この結果から、少年犯罪の厳罰化を求める人は、誇張や強調を行うマスメディアの影響を受けている可能性があるという指摘している。

大庭（2010）は、戦後の少年法が施行された1949年から2004年に至る5年おきに朝日新聞の縮刷版から少年事件に関する記事を抽出して少年事件の報道について調査している。その結果、街頭補導の対象であり非行少年の典型ともいえる、万引きなどの窃盗が徐々に報道されなくなる一方で、身体への被害をもたらす事件が相対的に多く報道されるようになっていた。そのため、一般の読者からすると、少年事件が「凶悪化」していると感じても無理はない

と指摘している。

## II. 非行少年への行政面での支援

非行少年に対する処遇は将来に対する再非行・再犯の防止につなげるため、保護主義の下、教育的な処遇が行われる。処遇は大きく分けると、施設内処遇と社会内処遇に分けることができる。

施設内処遇は、少年院や少年刑務所など施設内での処遇のことで、施設に収容され施設内で生活を行う。一方、社会内処遇では、実際に社会の中で就学や就労をして生活をしながら処遇を行う。

伊藤（2015）は、非行少年が少年院出院後に置かれる環境は、多くの場合彼らを非行へ追いやった望ましくない環境であると指摘している。非行少年は少年院から出院後、保護観察処分となり身元引受人のもとで生活を行う。身元引受人は家族など、少年院入院以前から交流のある者となる。身元引受人との関係性には問題はない場合でも、家族のいる自宅に戻って生活をすれば、入院前の地域、社会に戻ることとなる。その上で、こうした環境に抗して自分の信じる価値や規範の順守を貫けるような「力」が必要であるとし、その「力」を身につけさせ、失わせないための教育的働きかけを継続することが必要であり、それを行う重要な場のひとつとして社会内処遇（更生保護）があると述べている。

施設内処遇から社会内処遇に移行する場合、多くが仮退院という状態での移行となる。少年院では処遇が階級制になっており、生活態度や学習面などにおいて、一定の成績を収めると進級することができる。施設内処遇から社会内処遇に至るには、少年院での処遇段階が最高段階に達することで、元々決められていた収容期間よりも前に少年院から退院することができるようになる。これを仮退院という。

しかし仮退院になったからといって、社会での生活が無条件に送れるようになるわけではない。仮退院となると保護観察が付される。仮退院となって社会内処遇へと移行する前に、保護観察所の保護観察官によって、環境調整が行われる。環境調整とは、少年の帰住予定先の確認や調整、身元引受人との面接、就労先や就学先などの環境の調整のことである。環境調整により、少年の更生にとって適切な環境で

あると認められると、社会内処遇を行うことができるようになる。

保護観察中は遵守事項が決められている。遵守事項は少年の更生のために必要な条件であり、個人の置かれている環境や状況などによって異なる。遵守事項を守れない場合には、仮退院は取り消され、再度施設内処遇となる。そのため、遵守事項がきちんと守れているかを丁寧に確認しておく必要がある。遵守事項の確認や、少年の社会での適応などについては、主に保護司との面談によって定期的に確認される。保護司は地域で活動を行うボランティアであり、同時に、法務大臣の委嘱を受けて活動する非常勤国家公務員でもある。

### Ⅲ. 非行少年支援に関する民間の活動

更生保護にまつわるボランティアとしてはほかに、更生保護女性会やBBS会（Big Brothers and Sisters Movement）が挙げられる。

更生保護女性会は、犯罪予防活動や青少年の健全育成、犯罪者や非行少年の更生に向けた活動を主にしている。そのほかにも子育て支援や、子ども食堂や更生保護施設の食事作りなども行っている。

BBS会は、主に非行や問題を抱えた少年に対して活動を行う青少年ボランティア団体である。保護司や更生保護女性会との大きな違いは、活動対象とする年齢層を少年のみに限定している点である。また、入会時はおおむね18歳以上30歳未満の者としており、BBS会員は保護司会や更生保護女性会の会員よりも比較的若い年齢層で構成されている。対象となる少年とサポートを行う会員が近い世代であることで、同じような目線から関わることを目的とされ、対象となる少年が健全な対象へのモデルを得る機会ともなるとされている。

また、社会内処遇を行う上で、保護者がいない場合や家庭での更生が難しいと判断された場合などは、「更生保護施設」や「自立準備ホーム」などの施設へ入所することができる。施設といっても、社会復帰をするための施設であるため、入所者は就学したり就労をする。

しかし、罪を犯した犯罪者・非行少年が、社会内処遇となってすぐに職を探し、就労することは簡

単ではない。そういった中で、犯罪者・非行少年の就労先となるのが、協力雇用主である。協力雇用主は、犯罪者・非行少年の事情を理解して雇用する事業主のことである。

そのほかにも、各都道府県の警察には、不良行為少年に対しての学習支援やグループワークなどを行い、健全育成をはかる活動を行う少年警察ボランティアがある。また、元非行少年が支援者となり自助活動を行う、「再非行防止サポートセンター愛知」や「セカンドチャンス！」などの団体がある。

### Ⅳ. 非行の背景

非行の背景について、少年院入所者に着目し、「入所者の内訳」の動向をレビューする。その後、より広い観点から「いじめ」、「虐待」、「発達上の問題」、「非行少年の被害者性」の観点についても概観する。

#### (1) 入所者の内訳（構成）

以下に、犯罪白書（2020）のデータをもとに非行の背景や関連事項について触れていく。少年院への入院者は2001年から減少傾向が続いている。

入所者を年齢別で見ると、年少少年（14歳，15歳の少年，入所時に14歳未満のものも含む）は2012年から毎年減少しており，中間少年（16歳，17歳の少年）と年長少年（18歳，19歳の少年，入所時に20歳に達している者も含む）も，2002年から減少傾向にある。入院者人数の中で比較すると，2019年では年長少年が約53%を占めており，次に中間少年が約36%，年少少年は約11%となっている。

続いて，2019年の少年院入所者（男子1594名，女子133名）のデータから，現状を見ていく。

教育程度別構成比では，男女ともに，高校中退が最も多く，次に，中学卒業，高校在学と続いている。高校中退は男子で40.1%，女子で40.6%を占めており，中学卒業は，男子で24.7%，女子で21.1%，高校在学は，男子で17.9%，女子で19.5%となっている。

就学・就労状況については，男子では有職が47.4%，無職が28.2%，学生・生徒が24.3%となっている。一方で，女子は無職が最も多く39.1%，学生・生徒が30.8%，有職が30.1%となっている。

不良集団関係別構成比では，男女ともに不良集団



関係なしが最も多く、男子では57.9%、女子は72.5%と、半数以上を占める。次に多いのは、地域不良集団（男子29.6%、女子19.8%）である。

## (2) いじめ

村山ら（2015）が行った、小学4年生から中学3年生の生徒を対象とした調査によると、10%前後の児童・生徒がいじめに関わっていること、いじめに関わる児童・生徒では抑うつ、攻撃性、自傷行為、および非行性が強いことが認められている。非行性に関しては、いじめ加害を行う中学生（加害生徒、加害一被害生徒）は他の生徒よりも非行性が強いことが示されている。

近年のいじめの傾向については、1989年以降増減はあるものの、平成以降2013年にピークとなり、その後減少している。主に中学生での報告が多く、その次に高校生が多くなっていたが、2018年では小学生が高校生よりも多くなっている。

## (3) 虐待

2019年時点での少年院入院者データから、被虐待経験（保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む）については、身体的虐待が男女ともに最も多く、男子では27.9%、女子は39.8%を占めている。次に多いネグレクトは、男子で3.5%、女子では6.8%となっている。心理的虐待、性的虐待については、男子よりも女子の方が多く結果となっている。なお、虐待なしの回答は、男子では65.4%、女子は45.1%である。ただし、非虐待経験の有無・内容については、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握できたものに限られている点に留意する必要がある。

次に、少年院入所者に限らないデータではあるが、犯罪白書（2020）にまとめられている家庭内暴力および児童虐待の実際について述べる。家庭内暴力は、2012年以降増加していることがわかっている。2020年では中学生での報告が最も多く、次に高校生、小学生と続いている。中でも、近年では小学生の推移の増加が顕著となっている。児童虐待については2014年から現在に至るまでの増加が顕著である。児童虐待に係る事件の検挙人員について、罪名別にみ

ると、暴行や傷害が最も多い。また、2018年の段階で加害者となっている者は、実父が総数の68.6%を占めており、次に実母、養父・継父、母親の内縁の夫、となっている。

厚生労働省の調査によると、児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成に入ってから増加しており、2020年度に対応した件数は、過去最多であった。主な増加要因としては、心理的虐待に係る相談対応件数の増加、警察等からの通告の増加によるものとされている。特に、警察からの面前DVの通告が増加していることが要因の1つとして挙げられる。児童相談所への相談は、2020年度では全体の49.8%が警察からによるものとなっている。次に相談件数が多いのは、近隣隣人からの13.0%、家族親戚からの8.2%、学校7.2%となっている。

児童相談所のケース記録から、再犯を含む非行のケースについて分析を行った緒方（2018）によると、被虐待歴のある少年では極端に再犯リスクが高いことが示されている。

## (4) 発達上の問題

思春期に入った非行少年では同年齢の集団に比して言語能力の低さが顕著になると考えられている。少なくとも就学前には劣っていなかった言語能力が、学童期に入り、学力不振が起こったり、非行集団への参入によって学校生活への適応が悪化したりして、次第に低下していくものと推測される。低下した言語能力のために学業成績がふるわず、学校教育における正当な価値観を受け入れられなくなり、非行化が進んでいく可能性も考えられる（緒方、2015）。また、言語能力の低下の背景には、その他の能力と比較して言語能力の向上が認められず、結果としてより大きく差が生じた可能性も考えられる。

藤川（2009）は、近年、重大かつ特異的な印象の少年犯罪について、PDD（広汎性発達障害：アスペルガー障害、高機能自閉症など）を主とする発達障害が鑑定あるいは鑑別・診断されることが続いていると指摘している。

内藤ら（2018）は少年院および少年鑑別所における発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年の実態と支援に関する調査研究を行った。その結果、

「発達障害等の発達上の課題・困難を有する少年と非行の関係」は決して直接的でなく、貧困・劣悪な家庭環境・養護問題、虐待・ネグレクト、愛着問題、いじめ・体罰等の二次的障害として非行に至る可能性が示されている。

非行と発達上の問題について、伊藤（2015）は、発達障害等ゆえに非行に走るとか、障害の直接の結果として非行を行うとみるのは妥当ではないと指摘している。発達障害と非行の関連については、発達障害等の「二次障害」として、身近な生活世界において拒絶、排除されたり、不適応を起こしたりして、その結果として非行などの問題行動につながるという因果であるとしている。

内藤ら（2018）は、全国の保護観察所・更生保護施設・自律準備ホームの職員・保護司を対象に調査を行った。生活環境調整を行う中での困難として、「環境調整に入る段階以前で障害に気づかれていない・診断されていない」ことを挙げている。さらに生活面の困難では、「金銭管理等の金銭問題」「基本的な生活スキルの未修得」を挙げている。「生活に対する動機付け」に関しては、更生保護施設職員からは「見通しがうまくもてない」ことで目の前のことしか考えられず、今後の準備などができない困難さ、自分のやりたいことを優先してしまい、そのために嘘や言い訳をしてしまうことなども回答された。また、本人は意欲そのものはあるものの、実際の行動との間に大きなズレを感じているという回答もあった。対人面の困難・ニーズでは、とても困っているが適切に「助けを求められない」ことにより「暴言」「防衛的行動」に至り、「対人トラブル」につながっていること等が回答された。

##### (5) 非行少年の持つ「被害者性」

伊藤（2015）は、非行少年自身が自力ではどうすることもできない状況にあるとし、この「受動性」は「被害性」に言い換えることができるとしている。また、堀尾（2014）によると、非行少年の「被害者性」とは、非行少年がこれまでに受けてきた被害経験によって、加害者であるはずの非行少年に被害者の要素が内在化し、その被害的経験の影響によってもたらされた特性のことをいう。

堀尾（2014）は非行少年の加害と被害についての研究動向をまとめている。一般的な非行少年の「被害者性」について注目した研究を、大きく「いじめ」と「虐待」に分けている。また、いじめの被害者は家庭でも不適切養育や虐待の被害を受けていることが多かったと報告している。このように非行少年は、多数の「被害者性」を重ね持っていることが考えられる。このように、多重に被害を受けることを多重被害と言う（Finkelhor, et al., 2011）。

堀尾（2011）は、非行のない一般青年と比べて、非行少年の方が被虐待経験やいじめの被害経験、犯罪被害にあった経験が多いことを明らかにしている。すなわち、非行少年は“多重被害”を受けている割合が多いと指摘している。このような非行少年の多重被害の特性について、非行臨床の専門家、すなわち非行少年に関わることを専門とする人たち（例えば、家庭裁判所調査官、少年鑑別所心理技官、児童自立支援施設職員等）の間では、以前から当然のこととして受け止められてきた（堀尾, 2014）。

加害側である非行少年の持つ、「被害者性」や「多重被害」という特性について、世の中での理解について概観していく。18歳と40歳の犯罪についての印象を比較検討した柳澤・水口（2017）によると、18歳の少年による犯罪では、【犯人自身>犯人の親>犯人を取り巻く社会>犯人の住んでいる地域】の順に責任を高く帰属させたことがわかった。40歳の成人による犯罪では、【犯人自身>犯人を取り巻く社会>犯人の住んでいる地域>犯人の親】の順に責任を高く帰属させたことがわかった。いずれも罪を犯した本人に原因を帰属させていることには違いはない。しかし、成人の犯罪と比べ、少年の犯罪の場合では、周囲の環境からの影響、特に少年自身の意志だけではどうしようもできないような環境が影響していると考えている人が多いということがわかった。

田中（2021）は、加害行為に至ったものにある被害体験と被害者意識をいかに理解し取り扱っていくのかは心理臨床実践において、とりわけ司法・矯正や児童福祉領域、家族臨床において重要な実践的課題であるとしている。

## V. 犯罪や非行からの離脱・立ち直り (desistance)

2016年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止法）」が制定された。再犯防止対策が政策課題のひとつであるわが国では、犯罪を行った者がその後犯罪を行わなくなる過程、すなわち、犯罪からの離脱 (desistance) に対する関心が高まっている (山梨, 2020)。

欧米などでは、犯罪や非行からの離脱・立ち直りについては、デシスタンス (desistance) として多く研究されている。デシスタンスは犯罪学の中では、比較的新しい研究領域である。デシスタンス以前の犯罪学の理論では、個人や環境のネガティブな側面やリスクとなる部分に焦点を当てる傾向があった。しかし、デシスタンス研究では、いかにして人が犯罪や非行を繰り返さなくなるのかを問い、その要因を分析対象としている。その研究上の関心から必然的に、個人や環境のポジティブな部分に焦点を当てていることになる。(只野ら, 2017)。

只野ら (2017) は、デシスタンスは、ある瞬間に生じる出来事 (event) ではなく、ある期間を通じて進行・維持される過程 (process) であると指摘している。そして少年院出院者のデシスタンス要因としては、学業や仕事に従事すること、家族と良好な関係を持つこと、向社会的な友人を持つこと、悪い日常的習慣を持たないこと、自分の過去を肯定的に受容すること、自信や希望を持って物事に取り組むこと、目標を持って生活していることが大切であると述べている。

山梨 (2020) は、離脱研究について「人はなぜ犯罪をやめるのか」という問題に対する解答は大きく2つに分かれるとしている。1つは、結婚や就職といったターニング・ポイントを重視するということであり、もう1つは、犯罪者のアイデンティティや認知といった内面の変化を重視するということである。離脱研究に関して、平井 (2015) も同様に2つの立場があると述べている。1つは犯罪者・非行少年の認知的変容に基づく生成的アイデンティティの形成をするという立場であり、もう1つは、犯罪者・非行少年のライフコース等を参照し、外在的な出来事 (ターニング・ポイント) へ着目する立場としている。

Laub & Sampson (2003) は、マサチューセッツ州の犯罪記録データベースをもとに、長期にわたる追跡を行っている。その結果、離脱に関する要因は結婚、軍隊、少年院、雇用が挙げられた。1つ目の結婚については、安定した結婚により、配偶者からの直接的な社会統制が影響するとしている。2つ目の軍隊では、衣服、避難所、食事、規律、日常生活の枠組みを提供したとしている。3つ目の少年院では、規律や日常生活の枠組みを提供したとしている。4つ目の雇用については、安定した雇用は結婚と同様に、社会統制の機能を持つとしている。また、これらの離脱の関する要因のそれぞれについて、①現在から過去を切り落とす、②監督や監視だけでなく、社会的支援や成長の機会を提供する、③日常生活に変化と枠組みを提供する、④アイデンティティを変化させる機会を提供するものである、と主張している。

Laub & Sampson (2003) を踏まえ、大江 (2019) は、犯罪からの離脱は、元犯罪者個人では実現しづらいものであると述べている。その上で、犯罪からの離脱の実現には、社会側が、元犯罪者に社会の一員として雇用などの社会的資源を提供できるかが重要になってくるとしている。

板山・加藤 (2009) は、少年犯罪を誘発する原因を少年自身の人格、家庭、学校、地域、社会の5領域に分類している。その結果、少年自身の人格については、「セルフコントロールの未熟さ」、地域については、「地域防犯対策の不備」、近隣関係の希薄化」、社会については、「社会全体の規範欠如」が抽出されている。

このように、犯罪者・非行少年の立ち直りには、本人がアイデンティティの変化や自身を取り巻く環境の変化に取り組む必要がある。このような変化には、新たな役割取得、家族や交友関係も含む社会との良い関係を持つこと、目標を持つことなど、周囲の人々の支えが必要となる。犯罪抑止にあたり、個人に働きかければ十分なのではなく、個々人を取り巻く環境が、犯罪を促進したり、あるいは反対に、統制したりするのに影響を及ぼすのも事実である (藤野, 2014)。



## Ⅵ. 非行少年の立ち直りに影響を与える要因

### (1) 人的資源

岡本（2002）は、少年鑑別所入所時に親と同居していたり、職を持つかあるいは学校に所属しているといった社会的資源を持っていることは、退所後にそれだけ有利に出発できることになるとしている。そのため、社会的資源を増やすことが今後の立ち直りに有効である可能性があるとして指摘している。

その社会的資源には前述のように職業や学校などの居場所も含まれるが、その他にも非行少年をサポートする人的資源も挙げられる。非行少年をより近くで支える人的資源として、家族や周囲の人が挙げられる。坂野（2015）によると、非行少年は、目標を支えてくれる家族等の支援の下、非行少年であることを否定するようになり、受容感や充実感を体験しながらコミットできる健全な対象を獲得していくことで非行から離脱できるとしている。さらに、それを促進するための支援として、以下の4つを挙げている。「①少年が適応する社会的環境を整備する。②その環境との関わりを通じて、自己効力感、自尊心を回復することができるようにする。③立ち直りの過程において少年たちが迫られるアイデンティティの変容に関して、そのつらさ、不安をサポートしながら、主体的、積極的に変容に向かえるよう心理面への支援を行う。④少年たちが、非行があった過去を踏まえてアイデンティティを再統合し、それが社会的にも承認されるよう、非行をやめた少年のアイデンティティが社会に根づくまで継続的に支援する。」である。非行少年としての自分自身を受け入れること、そして、現在の自分自身を新たに受け入れることが大切になるとしている。

非行少年の更生のためには、受容してもらえ人間関係の構築や、更生後の新たなモデルとなる人との出会いにつながるための、人との関わりが必要であるといえる。白井ら（2002）は、非行リスクからの回復モデルを作成しており、家族に対してのアタッチメントが形成されていること、家族や地域によるサポート体制が整っていること、人生の転回点において家族以外のふさわしいモデルとなる人物がいること、興味の対象や本人が持つ能力を適切に発揮することができる対象との出会いなどが再犯の防

止につながるとしている。さらに、白井ら（2011）は、少年の特性と援助する側の働きかけが適切にかみ合い、お互いの関係形成が促進されることが影響すると示している。

### (2) 印象・スティグマ

非行少年を取り巻く環境として、人的資源を取り上げたが、周囲の環境を変化させるだけでは更生・立ち直りとは言えない。更生・立ち直りのためには、新たに得た周囲の環境や人間関係を自らの手で持続させていかなくてはならない。そのためには、非行少年自身も努力し、「非行少年」という好ましくないネガティブなイメージ、印象なども向き合わなければならない。

印象操作について、Schneider（1981）は、第三者によって印象が操作されることとし、Schlenker（1980）は現実あるいは想像上の社会相互作用の中で投影される印象をコントロールしようとする試みであるとしている。また、自己呈示は、投影される印象が自己関連的な場合のこととしている（Schlenker, 1980）。

人との関わりが大切である非行少年であるが、“非行少年”という立場の者に対して、まったくポジティブな印象を持っている人はいないだろう。しかし、非行少年は立ち直りにおいて、他者との関わりが大切であるとされており、対人場面においては矛盾が生じてしまう。このような場면을印象危機場面という。印象危機場面とは、ネガティブな印象を他者に与えてしまう可能性のある場面のことである（大淵, 1994；大淵・山入端, 1994）。

心理的支援の場面において、支援される側である非行少年は、本人から積極的に相談や支援を求めることは少なく、支援にたどり着いたとしても、本人の意志やモチベーションが少ないために支援の方法においても難しさがある。非行少年は他者に対してネガティブな印象を与える存在であるが、非行少年は他者からどのように見られたいと思っているのか、どのようにみられていると思っているのかについても支援においては理解が必要である。

國吉（2015）は、非行少年（少年鑑別所収容中の男子少年）と無非行少年（非行歴のない男子高校生）



を対象に場面想定法で用いた調査を行った。その結果、不良集団所属歴のある非行少年は、無非行少年に比べ、自分を強く見せようと虚勢を張るような自己呈示目標を抱きがちであることを示している。また、印象危機場面で印象操作へ強く動機づけられることも明らかとなっている。さらに、想定場面で粗暴行為を実行しようとする少年（高粗暴群）と実行しようとしなない（低粗暴群）でも比較を行っている。高粗暴群は、自分を強く見せようと虚勢を張るような自己呈示目標を抱きやすく、低粗暴群では、社会に受け入れられやすい穏当な自己呈示目標を抱きがちであるとした。自己呈示を向ける相手としては、高粗暴群は、「仲間」や「相手」であるのに対し、低粗暴群は、「周囲の人」となった。國吉（2015）は、一般的他者である周囲の人を自己呈示の対象として意識させることは、逸脱的な自己呈示を抑制する効果を持っているといえるとしている。

非行少年は本人が意図している印象を与えるだけではない。都島（2017）は、更生保護施設での生活を送る非行経験者の語りから、就労・社会生活を送る際に知覚するスティグマと「立ち直り」の関連について述べている。スティグマとは、それがなければ手に入るはずだった自己のアイデンティティとは異なる、本人がのぞまない偏見にもとづく周囲の否定的な態度や行動を引き起こす性質である（坂本，2005）。坂本（2005）は、スティグマに対して期待される行為を実現しようとすることもあるとしている。都島（2017）によると、更生保護施設は、その特徴から、「頼る人がいない」、「本人に問題がある」といった「訳あり」の属性を引き受けている。このことから、更生保護施設は「（訳ありの）犯罪者を受け入れる施設」として、社会的に望ましくない属性も同時に付与されうると考えられる。したがって、その入寮者は、施設で生活しながら社会生活を送ることで、「（訳ありの）犯罪者」としての「望ましくない属性」を引き受けざるを得ない状況であると考えられる。少年院を出院した非行少年は、地元の友達もつ「少年院出院者」と、少年本人が持っている自己認識に乖離が生じ、「非行少年としてのスティグマ」を知覚するとしている。また、更生保護施設で生活している「施設生活者」という他者イ

メージが独り歩きしてしまうことで、少年本人の側面が見過ごされている状態になってしまっているという。

スティグマへの対処方法の1つとして、社会的に良い行動をとることで、埋め合わせを行う方法がある。この行動はGoffman（1963 石黒訳，1970）のアイデンティティ管理の「補償努力」として分類されている。また、都島（2017）は「問題」を起こしてしまう自己について、「教訓として良い経験をした私」として受け入れることを「開き直り」としている。このように、犯罪者・非行少年が「立ち直り」を実践する過程においては、彼らが社会的に劣位なカテゴリーをいったん引き受けなければならない状況や、そうしたカテゴリーへの対処行動が伴う可能性があるということに注目する必要があるとしている（都島，2017）。

## VII. まとめ

非行を犯した少年に対して、将来、罪を犯さないために教育を行う保護処分を考えが中心となっている。具体的には審判は非公表で行われ、実名報道や顔写真などの報道規制がされている。非行少年の更生のチャンスを守るための重要な考えであるといえる。同時に、報道規制などによって、世の中の人々は非行や非行少年に対する具体的なイメージを持つことが難しいという実態があるのも事実である。

「非行少年」という側面のみで見ると加害側にいるが、実態としては、いじめや虐待の被害を受けている場合が多く、さらにその背景には発達面での困難さが関与していることも少なくない。適切なよい環境とは言えない状況にいた重複した被害を持つ非行少年が更生していくためには、まずは自分自身の特性や過去と向き合うことも大切となる。

非行少年自身が自分自身に対して考えを深めていく作業には、人的環境が大切であるといえる。しかし非行に至るまでの経緯の1つには、被害経験の重複など、人との関わりの希薄さがあるといえる。その希薄さの一因には、非行少年自身のコミュニケーションのとれなさや拒否的の反応もあると思われるが、周囲からのスティグマやイメージが影響していることも考えられる。

このようなジレンマの解消には、非行少年自身の考え方や人との関わり方の工夫や改善が必要となるが、同時に、周囲の環境の整備も大切である。

世の中の一般の人々が、非行少年の背景として例に挙げたような、いじめ、虐待、成育環境、発達上の問題などについて、正しい知識を得ることで、助けを求める少年に手を差し伸ばすことができる社会となると考えられる。そうすることで、更生を目指す非行少年の再非行防止や犯罪防止のみならず、非行少年とまではならないスティグマを抱える少年や、非行少年となりうる少年への予防的関わりにもつながることが考えられる。

## VIII. 文献

Cohen, Stanley. [1972] (2002) *Folk Devils and Moral Panics*, 3<sup>rd</sup>. ed., London: Routledge.

Finkelhor, D., Turner, D., Hamby, S., & Ormrod, R. (2011) Polyvictimization: Children's exposure to multiple types of violence, crime, and abuse. *Juvenile Justice Bulletin*. U. S. Department of Justice, Office of Justice Programs.

藤川洋子 (2009) 少年非行における発達障害 近畿大学臨床心理センター紀要 2, 3-10.

藤野京子 (2014) 犯罪理論に対する心理学分野の貢献を考える 早稲田大学大学院文学研究科紀要第1分冊60, 5-19.

Goffman, E. (1963) *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity* (=石黒毅訳 (1970) *スティグマの社会学 烙印を押されたアイデンティティ* せりか書房).

平井秀幸 (2015) *刑務所処遇の社会学—認知行動療法・新自由主義的規律・統治性* 世織書房.

堀尾良弘 (2011) 非行少年の被害経験—一般青年との比較— 日本犯罪心理学会第49回大会・国際犯罪学会第16回世界大会共同開催発表論文集 犯罪心理学研究 49 (特別号), 74-75.

堀尾良弘 (2014) 非行少年の加害と被害に関する研究動向—いじめに関する研究の展望— 愛知県立大学教育福祉学論集 63, 61-66.

法務省法務総合研究所 (2020) 令和2年度版犯罪白書

板山昂・加藤潤三 (2009) 少年犯罪の原因帰属に関する心理学的研究—罪種と世代による比較— 国際研究論叢 22 (3), 67-78.

伊藤茂樹 (2015) 少年非行をめぐる社会的状況—子供と大人の関係から— 犯罪社会学研究 40, 14-26.

John H. Laub and Robert J. Sampson (2003) *Shared Beginnings, Divergent Lives: Delinquent Boys to Age 70*. Cambridge: Harvard University Press.

木崎峻輔 (2019) 成人年齢引下げに伴う少年法の適用対象年齢引下げについて 筑波法政 77, 1-20.

國吉真弥 (2015) 自己呈示行動としての非行 (2)—集団場面における粗暴行為の意味：非行少年は「誰に」「どのような」自分を見せようとしているのか— 犯罪心理学研究 53 (1), 21-36.

村山恭朗・伊藤大幸・浜田恵・中島俊思・野田航・片平正敏・高柳伸哉・田中善大・辻井正次 (2015) いじめ加害・被害と内在化/外在化問題との関連性 発達心理学研究 26 (1), 13-22.

内藤千尋・田部絢子・高橋智 (2018) 発達障害等の発達上の課題・困難を有する非行少年の地域移行・定着の実態と支援に関する調査報告—全国の保護観察所・更生保護施設・保護司等の調査から— 東京学芸大学紀要 総合教育科学系 69 (2), 57-80.

緒方康介 (2015) 児童相談所で非行少年に実施されたWISC-IVの分析—P>Vプロフィールの検証 犯罪心理学研究 52 (2), 1-10.

緒方康介 (2018) 触法少年に対する児童相談所の指導効果 犯罪心理学研究 56 (1), 89-104.

岡本英生 (2002) 非行少年が成人犯罪者となるリスク要因に関する研究 犯罪社会学研究 27, 102-112.

大淵憲一 (1994) 攻撃動機の二過程モデル 大淵憲一 (編) 現代のエスプリ：暴力の行動科学 320, 195-205.

大淵憲一・山入端津由 (1994) 暴力犯罪者の理解 水田恵三 (編) 犯罪・非行の社会心理学 プレーン出版 241-275.

- 大江將貴 (2019) 罪からの離脱はどのように達成されるのか — J. H. ラウブ/R. J. サンプソン『始まりは一緒, 人生は別々—70歳となるまでの非行少年たち』— 教育・社会・文化:研究紀要 19, 27-33.
- 大庭絵里 (2010) メディア言説における「非行少年」観の変化 国際経営論集 39, 155-164.
- 大庭絵里 (2011) ニュース・メディアにおける犯罪に関する研究動向 犯罪社会学研究 36 (0), 112-116.
- 大庭絵里 (2013) 犯罪ニュースにおける犯罪の波, 犯罪社会学研究 38 (0), 97-108.
- Schlenker, B. R. (1980) Impression management: The self concept, social identity, and interpersonal relations. *Brooks-Cole*.
- Schneider, D. J. (1981) Tactical self-presentation: Toward a broader conception. In J. T. Tedeschi (Ed.), *Impression management theory and social psychological research*. Academic Press, 23-40.
- 坂本佳鶴恵 (2005) アイデンティティの権力—差別を語る主体は成立するか 新曜社.
- 友枝 敏雄・竹沢尚一郎・正村俊之・坂本佳鶴恵 (2007) ステイグマ—他者への烙印 社会学のエッセンス [新版] 有斐閣, 35-50.
- 坂野剛崇 (2015) 少年の非行からの立ち直りのプロセスに関する一考察: 元非行少年の手記への伏線径路等至性モデルによるアプローチ 関西国際大学研究紀要 16, 47-60.
- 白井利明, 福田研次, 岡本英生, 栃尾順子, 柏尾眞津子, 妹尾隆史, 児玉彰二, 木村知美, 宝めぐみ, 辻本歩, 田中亮子 (2002) 非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (Ⅲ): リスク因子からの回復のライフヒストリー 大阪教育大学教育研究所報, 37, 25-54.
- 白井利明, 岡本英生, 児玉彰二, 近藤淳哉, 井上和則, 堀尾良弘, 福田研次, 阿部晴子 (2011) 非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (Ⅵ) —「出会いの構造」モデルの検証— 大阪教育大学紀要, 60 (1), 59-74.
- 只野智弘・岡邊健・竹下賀子・猪爪祐介 (2017) 非行からの立ち直り (デシスタンス) に関する要因の考察—少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて— 犯罪社会学研究 42, 74-90.
- 田中健夫 (2021) 加害者の中にある被害者性についての臨床心理学的検討—押し付けられた罪悪感を手がかりに— 東京女子大学紀要論集 71 (2), 119-134.
- 都島梨紗 (2017) 更生保護施設生活者のステイグマと「立ち直り」—ステイグマ対処行動に関する語りに着目して— 犯罪社会学研究 42, 155-170
- 山梨光貴 (2020) 離脱研究の「問題」と「解答」の構図 比較法雑誌 53 (4), 257-276.
- 柳澤緩奈・水口崇 (2017) 犯罪に対する帰属と量刑判断—罪種と犯人の年齢による違い— 信州心理臨床紀要 16, 85-95.